

【マタニティキーホルダー等提供協働事業】

企画提案実施要領

令和2年11月

甲府市

【マタニティキーホルダー等提供協働事業】

企画提案実施要領

1 趣旨

本市では、妊産婦が安心して生活できる優しい環境づくりの一環として、母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダー及び交付時の資料を入れるマタニティバッグ（以下、「マタニティグッズ」という。）を配付している。

このマタニティグッズ配付の趣旨に賛同し、母子健康手帳交付時に配付するマタニティグッズを無償で提供できる事業者を募集する。

なお、提供者の任意で、マタニティバッグに封入する広告付印刷物を添付することができるものとする。

については、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、優れた提案を広く求め、企画提案書等を総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として特定する。

2 事業の概要

(1) 事業名称

マタニティキーホルダー等提供協働事業

(2) 事業内容

仕様書の定めるところによる。

(3) 履行期間

協定締結日から令和4年3月31日までとする。

(4) 主催及び事務局

主催者 甲府市

事務局 甲府市役所 子ども未来部 子ども未来総室 母子保健課
山梨県甲府市相生二丁目17-1

TEL 055-237-8950（母子保健課 担当：広瀬）

E-mail boshihoken@city.kofu.lg.jp

3 企画提案の概要

(1) 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	区分	提示書類
1	企画提案実施要領関連書類	企画提案実施要領（本書）
		（添付様式） 企画提案書（様式1） 会社概要等整理表（様式2） 質問書兼意見書（様式3） 誓約書（様式4）
		優先交渉権者の選考方法（別紙1）
		企画提案書記載項目及び提案評価項目（別紙2）
4	仕様書関連書類	仕様書
		スケジュール表（別紙3）

(2) 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- オ 指名停止を受けている者でないこと。
- カ 租税を完納していること。
- キ 過去5年以内に、自治体へのマタニティグッズ(またはそれに類似するものを含む。)提供の実績があること。

(3) 参加資格要件の確認期間について

市が企画提案書等を受理した日から、提案事業者と協定を締結する日までを確認期間とする。

(4) 企画提案関連スケジュール

企画提案関連のスケジュールは、以下のとおりである。

なお、事業についてのスケジュールは、(別紙3)「スケジュール表」を参照すること。

□ 質問受付期限

期 限 令和2年11月19日(木) 午後4時

受付方法 「質問書兼意見書(様式3)」を使い、電子メールにより提出すること。
また、電話にて到着確認を必ず行うこと

E-mail boshihoken@city.kofu.lg.jp

TEL 055-237-8950 (母子保健課 担当: 広瀬)

■ 質問の回答について

令和2年11月24日(火)までに、質疑応答内容を甲府市ホームページに掲載する。

企画提案書等提出期限

令和2年11月27日(金) 午後5時15分 必着

※遅れた場合は、プロポーザルへの参加を認めない。※郵送等の場合も必着で提出すること。

4 提出書類

(1) 書類の提出先及び提出方法

No.	提出書類	区分	提出形式・部数
1	企画提案書（表紙に「企画提案書（様式1）」を使用）	必須	紙：各7部 （正本1部、副本6部）
2	会社概要等整理表（様式2）	必須	
3	質問書兼意見書（様式3）	任意	電子メールで提出
4	誓約書（様式4）	必須	紙：正本1部
5	所轄市区町村で交付する法人住民税の未納がない証明 （納税証明書の写し）※証明日が提出日から3か月以内のもの	必須	紙：正本1部
6	マタニティキーホルダー等提供物（実物） ※広告物がある場合は、直近で他自治体に提供しているもの（実物）	必須	実物：7部

※書類の作成については、各関係書類の留意事項等を参照すること。

(2) 書類の提出先及び提出方法

提出先 山梨県甲府市相生二丁目17-1 甲府市健康支援センター内
子ども未来部 母子保健課

提出方法 上記提出先へ直接持参又は郵送等により提出すること。

提出期限 **令和2年11月27日（金）午後5時15分**

5 提出書類作成上の留意事項

(1) 記載内容全般

- ア 様式1～4の全ての事項に関して記述すること。
- イ 明確かつ具体的に記述すること。
- ウ 造語及び略語は、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- エ 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。
- オ 各様式の備考欄に枚数の指定があるものは、それに従うこと。記載のない様式については枚数を制限しない。

(2) 書式等

- ア 使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、A4縦長横書きとし片面印刷で左綴じとすること。
- イ 企画提案書のページ数は、12ページ以内（表紙は除く）とすること。
- ウ 図面等補足資料で、A3の用紙を使用することが望ましい場合は、横折込とし、2ページとしてカウントすること。
- エ 各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。
- オ 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、時刻は日本標準時、単位はSI単位とすること。
- カ 用紙は、再生紙（古紙100%）の使用に努めること。

(3) 編集方法

- ア 企画提案書は「企画提案書記載項目及び提案評価項目（別紙2）」に示した項目番号順に記載するとともに、項目番号及び項目名を記載した後、内容を記入すること。
- イ パンフレット等の添付書類は別綴じとし、散逸しないように冊子としてまとめるとともに、表紙の次ページに資料一覧を添付すること。（資料一覧は企画提案書のページ数に含む。）

6 選考について

- (1) 選考審査委員会
「マタニティキーホルダー等提供協働事業事業者選考審査委員会」(以下、審査委員会)という)
が「優先交渉権者の選考方法(別紙1)」に基づいて審査し、優先交渉権者の選考を行う。
- (2) 優先交渉権者の選考方法
優先交渉権者の選考については、「企画提案書記載項目及び提案評価項目(別紙2)」に基づく提案内容を評価し、技術点を算定する。次の前提条件を満たし、技術点が最も高い者を、優先交渉権者として決定する。
【前提条件】 履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
【技術点】 「優先交渉権者の選考方法(別紙1)」の「2. 技術点の採点方法について」に定める採点方法により算出した点数のこと
なお、技術点の最高得点が2者以上の同点であった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。
※上記以外の詳細については、「優先交渉権者の選考方法(別紙1)」を参照すること。
- (3) 優先交渉権者
審査委員会にて選考された優先交渉権者は、市と仕様等を協議の上、市の決定を受けることにより受託事業者となる。
ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行うことができる。
- (4) 受託事業者
受託事業者は、市と協定を締結し、協働事業を実施する。

7 企画提案の評価

企画提案後、「優先交渉権者の選考方法(別紙1)」に基づき、各企画提案の評価を行う。
(提案内容の評価のポイント等、詳細については、別紙2を参照すること)

8 その他

- (1) 提出書類No.4「所轄市区町村で交付する法人住民税の未納がない証明(納税証明書)」については、本店所在地の自治体が発行する証明書(甲府市内に営業所等がある場合には、甲府市の証明書)とし、かつ納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として完納した法人市民税納税証明を提出すること。
- (2) 企画提案書の作成・提出等の一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書に記載した事業実施責任者を変更する場合には、事前に市に届け出るものとする。ただし、従前の事業実施責任者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- (4) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、受託事業者選定結果の公表において市がこの事業に関し必要と認める場合は、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 参加者は、企画提案書に基づく1つの提案しか行うことができない。
- (6) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

- (7) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
- ア 3(2)に示した参加資格のない者が行った応募
 - イ 参加者の記名及び押印を欠く参加又は提案内容を明示しない応募
 - ウ 誤字、脱字等により提案内容が不明確な応募
 - エ 2通以上の書式提出がなされた応募
 - オ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 甲府市が定める要綱等を確認したい場合は、甲府市ホームページからダウンロードすること。
例規集 http://www1.g-reiki.net/kofu/reiki_menu.html
- (9) 企画提案関連のスケジュール変更については、甲府市ホームページに随時掲載する。

以 上

企 画 提 案 書

甲府市が開示した事業関係図書（仕様書等）の内容を全て確認し、承諾した上で、マタニティキーホルダー等提供協働事業企画提案に、企画提案書を提出します。

なお、参加資格のすべてを満たすとともに、提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

甲府市長 樋口 雄一 様

提出者

所在地

会社名

代表者

印

会 社 概 要 等 整 理 表

企 画 提 案 者	会社（団体）名	連 絡 担 当 者	所 属
	所在地		役職・氏名
	ホームページアドレス		電話番号（内線）
			F A X
			E-mail

<会社（団体）の概要>

設立年月日		資本金（円）		
従業員数（人）		支社（支店）		
関連会社				
主な実績 (直近5年間)				
財政状況	年 度	年 度	年 度	年 度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累計損益			

※記入できないものは別添の資料を添付することを可とする。（A4版1枚で記載すること。）

※財政状況については、直近3年の決算期の内容を記載すること。

質問書兼意見書

甲府市 子ども未来部
子ども未来総室 母子保健課 御中

マタニティキーホルダー等提供協働事業について、以下のとおり提出します。

会社名	
所属	
担当者名	
メールアドレス	
電話	
F A X	

No	該当資料名	頁	該当項目	質問・意見内容	記述種類
1					質問・意見
2					質問・意見
3					質問・意見
4					質問・意見
5					質問・意見
6					質問・意見
7					質問・意見
8					質問・意見
9					質問・意見
10					質問・意見

提出先：甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 母子保健課
メールアドレス：boshihoken@city.kofu.lg.jp

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、甲府市が必要な場合には、下記1及び2については「役員等名簿」を山梨県警察本部へ、下記3については甲府市の税務所管部署へ照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が甲府市と行う他の契約等における身分確認等に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 市税の滞納はありません。

令和 年 月 日

(あて先)

甲府市長 樋口 雄一

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

【法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名】

(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) _____ 年 月 日